

「6 関連するその他の施策」の記載として、「高松市一般廃棄物処理基本計画（令和 5 年 3 月中間見直し版）」の 50～67 ページまでを添付する。

高松市一般廃棄物処理基本計画

（計画期間：平成 30 年 4 月～令和 10 年 3 月）



Zero Carbon City
Takamatsu

平成 30 年 3 月

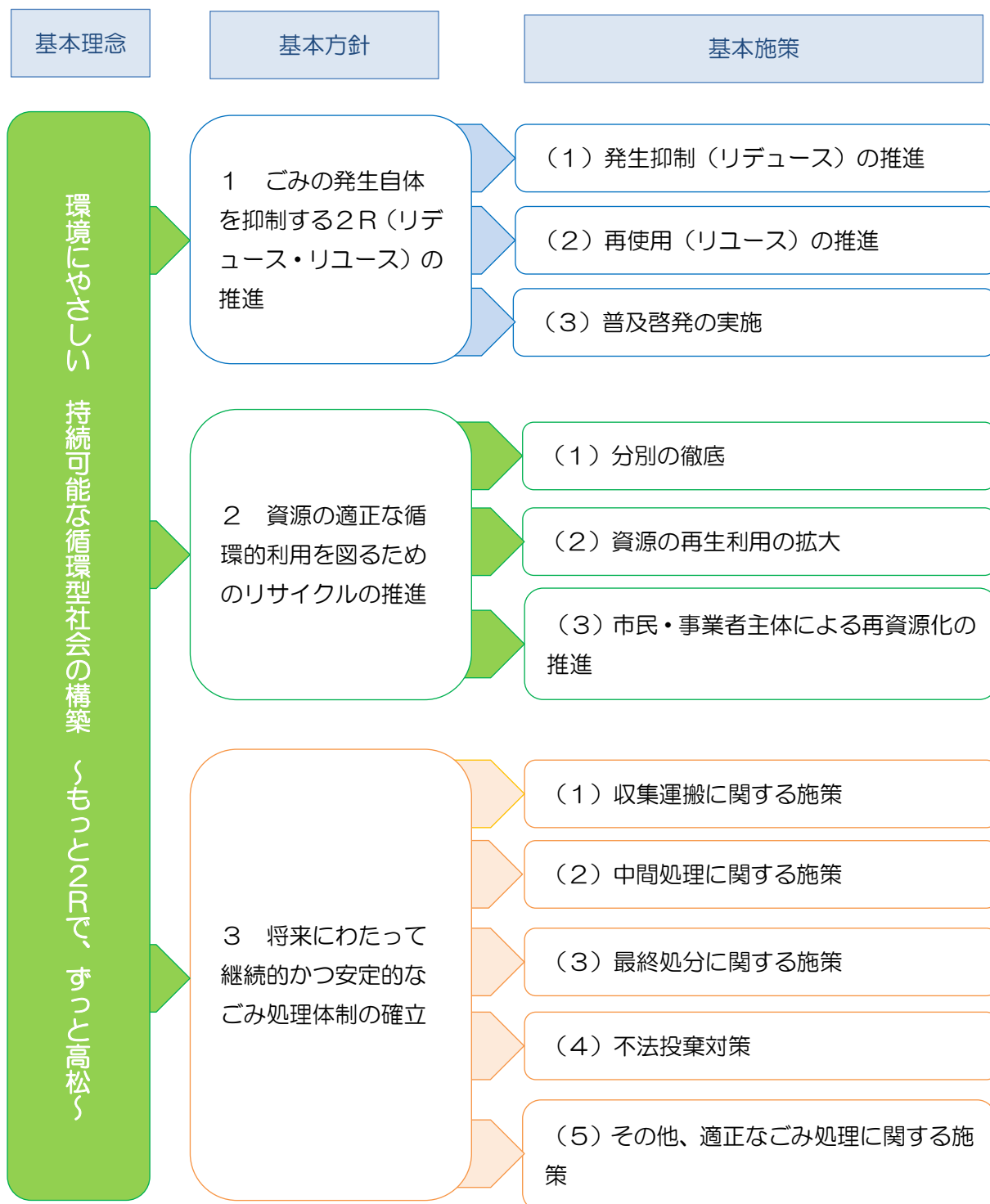
（令和 5 年 3 月中間見直し版）

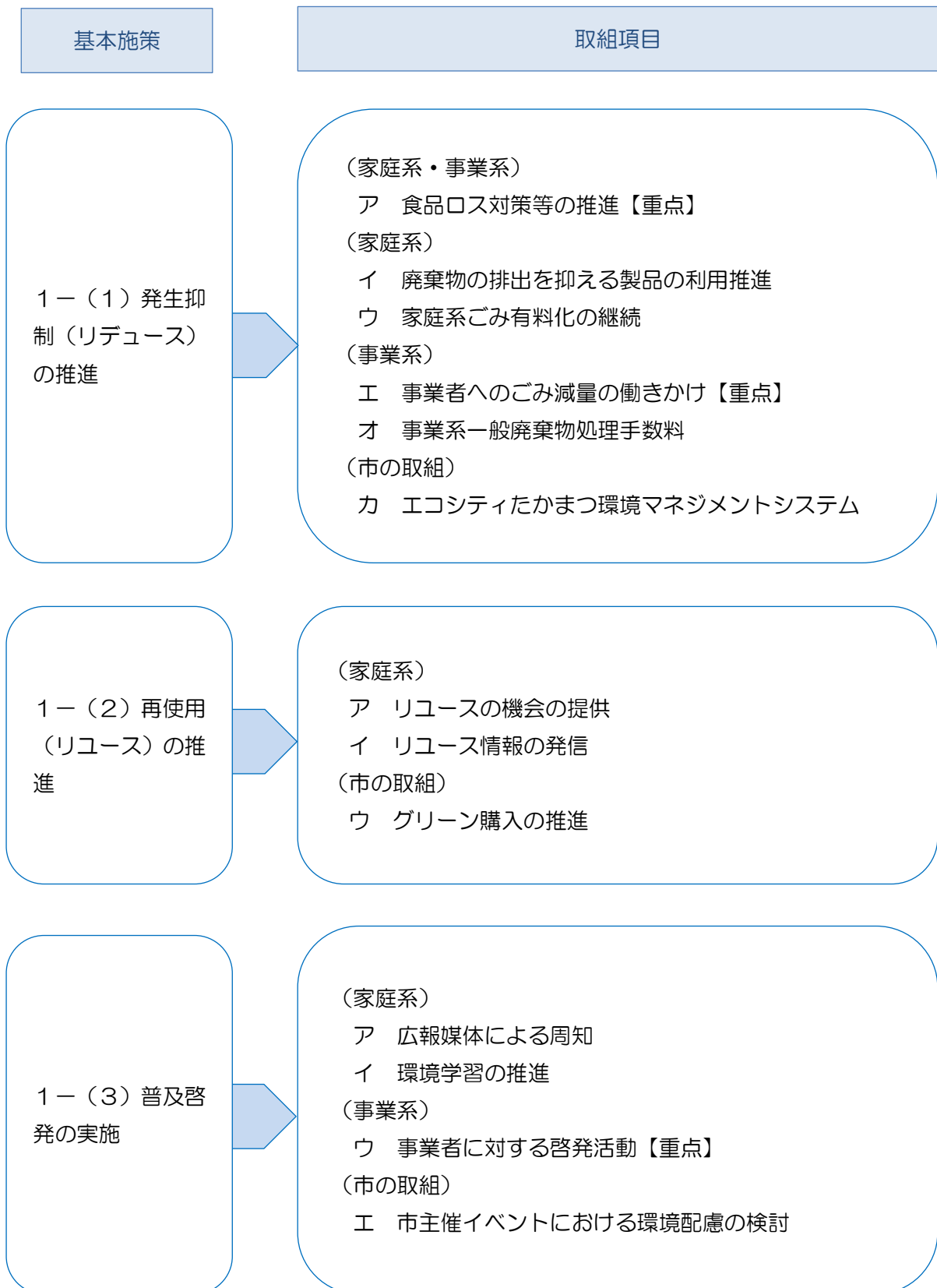
高松市

第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

1 ごみ処理基本計画の施策体系

本計画では、3つの基本方針の下に、11の基本施策、48の取組項目を設定し、ごみの減量・再資源化や適正処理など、基本理念の実現に向けた取組を推進します。





基本施策	取組項目
2ー（１）分別の徹底	（家庭系） ア 周知啓発による市民意識の向上【重点】 （事業系） イ 事業系紙ごみの再資源化に係る啓発・指導（拡充） ウ ごみ搬入時の展開検査及び分別指導（拡充）
2ー（２）資源の再生利用の拡大	（家庭系） ア 使用済小型家電等リサイクル （市の取組） イ 使用済小型充電式電池等リサイクル ウ 溶融スラグの有効利用（拡充） エ 焼却灰の有効利用 オ 資源ごみ回収品目の拡充の検討 カ 民間の再資源化施設の活用を検討【重点】（拡充） キ 羽毛布団のリサイクル ク 新たなリサイクル方法の検討（拡充）
2ー（３）市民・事業者主体による再資源化の推進	ア 脱炭素型行動推進員制度 イ 大型小売店等での資源物回収量の把握 ウ 個別リサイクル法に基づくリサイクル エ 拡大生産者責任に基づく法整備等の働きかけ（新規）

基本施策	取組項目
3－（１）収集運搬に関する施策	ア 社会経済情勢に対応した家庭系ごみ収集運搬の維持 イ 収集運搬体制の効率化等 ウ 収集運搬業者の適切な許可及び指導
3－（２）中間処理に関する施策	ア 中間処理施設の維持管理 イ 適正な搬入基準の設定 ウ 次期ごみ処理施設の整備（新規） エ 特別管理一般廃棄物 オ 適正処理困難物
3－（３）最終処分に関する施策	ア 最終処分場の維持管理 イ 次期最終処分施設整備の検討等
3－（４）不法投棄対策	ア 不法投棄防止パトロール イ 不法投棄監視カメラ ウ クリーン作戦 エ 海ごみ対策
3－（５）その他、適正なごみ処理に関する施策	ア 災害廃棄物処理 イ 資源ごみ持ち去り防止対策 ウ 地球温暖化防止、脱炭素社会に向けた取組 エ ごみ処理に係る財源確保 オ 合併町廃止施設の早期解体 カ 廃棄物減量等推進審議会

2 各施策の取組項目

(1) ごみの発生を抑制する2Rの推進に関する取組

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進	
	基本施策（1） 発生抑制（リデュース）の推進
	取組項目
	ア 食品ロス対策等の推進【重点】 食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）に関する状況の把握や、市民・事業者の意識向上を図り、食品ロスを始めとする食品廃棄物の減量等を推進するため、令和4年2月に策定した高松市食品ロス削減推進計画に基づき、以下の取組等を展開します。 （ア）食品ロスの現状把握（新規） 家庭から発生する食品ロスの発生量の調査や、市民アンケート調査などにより、食品ロスの現状を把握します。 （イ）啓発リーフレット等の作成（拡充） 食品ロスに関する啓発用リーフレット等を作成して、市民への配布や、環境学習での活用により、食品ロスなど食品廃棄物の削減を推進します。 （ウ）事業者との協働の検討（新規） 県の取組状況を踏まえ、飲食業界などの事業者との協働による事業を検討・実施します。 （エ）3きりの推進（拡充） 食べ残しや未利用食材が、できるだけごみとして排出されないように、購入した食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり」を推進します。 （オ）生ごみ処理機等の普及啓発 家庭から排出される生ごみを減量するため、乾燥させてから排出する方法の奨励や、段ボールコンポストの紹介などにより、生ごみの減量に向けた普及啓発に取り組めます。 （カ）フードドライブ 家庭で使用されていない食品を集め、フードバンクに提供するフードドライブの実施や、フードドライブ実施団体への資材の貸出しなどの支援を行います。

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

基本施策（1） 発生抑制（リデュース）の推進

取組項目

イ 廃棄物の排出を抑える製品の利用推進

マイボトルやマイバックの持参、詰め替え用製品の利用等を推進し、廃棄物の発生抑制を図ります。また、小売店等と連携し、簡易包装を奨励するなど容器包装ごみの削減に努めます。

（ア）レジ袋等の削減の推進

令和2年7月のレジ袋有料化により、レジ袋の辞退率は上がったが、引き続きマイバッグの持参を推進するため、事業者、市民団体及び市の3者で締結している「レジ袋等の削減に関する協定」の、協定締結事業者の拡大を図るとともに、趣旨に賛同いただける多量排出事業者・地球にやさしいオフィス・地球にやさしい店へもマイバッグ持参の推進について協力を呼びかけます。

（イ）プラスチックごみの削減の推進

世界的な問題となっているプラスチックごみの削減を図るため、「プラスチックスマート運動」の啓発を継続するほか、パネル展や学習会などの実施により、プラスチックごみ削減に対する、市民意識を向上させることでプラスチックごみの削減を推進します。

ウ 家庭系ごみ有料化の継続

家庭系ごみの有料化事業（指定収集袋）により、ごみの減量・再資源化を目指します。また、受益者負担の原則により、排出量に応じた費用負担をいただくことで、負担の公平化を図るとともに、有料とすることで、ごみに対する関心や意識を高め、一人ひとりが自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指します。

		エ 事業者へのごみ減量の働きかけ【重点】 (ア) 多量排出事業者の減量計画書 事業系一般廃棄物の減量及び再資源化を推進することを目的として、「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」に基づき、事業の用に供する延べ面積 3,000 m²以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めます。また、ごみの減量があまり進んでいない事業者や計画書が提出されていない事業者に対して、適宜、必要な働きかけなどを行い、事業系ごみの減量を推進します。 (イ) 多量排出事業者以外の事業者に対する啓発・指導の拡大（拡充） 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出の拡大など、多量排出事業者以外の事業者に対する啓発・指導について検討します。 (ウ) ごみ減量に向けた実証事業を実施する企業への支援の検討 事業系廃棄物の減量に向けた実証事業を実施する企業への支援などを検討します。
--	--	--

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進	
基本施策（1） 発生抑制（リデュース）の推進	
取組項目	
オ 事業系一般廃棄物処理手数料	廃棄物処理法に定める排出者責任の観点や、受益者負担の原則から、社会経済情勢などを踏まえながら、事業者にとって一定の負担を求め、更なるごみの減量・再資源化を促進することを目指します。
カ エコシティたかまつ環境マネジメントシステム	「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」により、廃棄物の削減・リサイクルの推進などに取り組み、事務事業から生じる環境負荷のより一層の低減と事務の効率化を推進するとともに、「高松市地球温暖化対策実行計画」への積極的な貢献を目指します。
基本施策（2） 再使用（リユース）の推進	
取組項目	
ア リユースの機会の提供	（ア）粗大ごみの再生品の引き渡し 南部クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中から、まだ使用可能な家具を清掃・手入れし、地域情報サイト等を通じて情報発信することにより、より多くの譲受希望者を募集し、市内在住の人に引き渡します。
イ リユース情報の発信	不要となったものの再利用を推進するため、フリーマーケットの開催情報や、民間が行うリユース事業の紹介、リユース情報の提供の場を設けることなどを検討します。
ウ グリーン購入の推進	高松市グリーン購入基本方針に基づき、物品等を購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入します。
基本施策（3） 普及啓発の実施	
取組項目	
ア 広報媒体による周知	（ア）ごみ収集カレンダー 適正なごみ出しを推進するため、地区ごとのごみ収集カレンダーを広報紙に掲載し、広く市民に配布するほか、ごみ分別アプリによる配信（令和3年1月から英語、令和4年1月から中国語の配信開始）や市HPに掲載します。 （イ）ごみ減量・再資源化リーフレット 2Rに重点を置いた、ごみ減量・再資源化の啓発用リーフレット等を作成し、広く市民に配布するほか、出前講座等の資料としても積極的に活用します。また、広報紙や市HPなどにより、ごみの減量等に関する周知啓発を行います。

基本方針１ ごみの発生自体を抑制する２Ｒ（リデュース・リユース）の推進

基本施策（３） 普及啓発の実施

取組項目

ア 広報媒体による周知

（ウ）ごみとリサイクルの状況

ごみの排出量やリサイクルの状況、市が行うごみ減量のための取組などをまとめた周知啓発用リーフレットを作成・配布し、また、ごみ収集量をＨＰに掲載することで、市民のごみに関する意識を高め、ごみの減量・再資源化を推進します。

イ 環境学習の推進

環境学習により、ごみの減量・再資源化への市民意識の向上などを推進します。また、２Ｒに重点を置いた内容や世代に応じた効果的な内容を検討するなど、学習内容の更なる充実を図ります。

（ア）出前講座

環境問題全般にわたる基本的知識の修得を目的として、たかまつミライエや瓦町 FLAG 等を利用して環境学習を実施するほか、環境活動団体等の協力により環境学習支援事業（出前講座）を行います。

（イ）施設見学、リサイクル体験学習

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、小中学生や各種団体等の見学者を随時受け入れ、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらいます。また、南部クリーンセンターの環境学習の展示啓発施設「エコホテル」では、はがき作りなどリサイクル工作の体験学習を行います。

（ウ）ごみ減量・再資源化啓発ＤＶＤ貸出事業

南部クリーンセンターで、ごみ減量・再資源化啓発ＤＶＤの貸出しを行い、ごみの減量等を推進します。

（エ）体験型の環境啓発学習

保育所や幼稚園、小学校等で、ごみの分別やごみ収集車の見学等、体験型の環境啓発学習を行います。

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

基本施策（3） 普及啓発の実施

取組項目

ウ 事業者に対する啓発活動【重点】

（ア）事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル（拡充）

「事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル」を作成し、事業系ごみの減量・再資源化と適正処理に関する情報の提供・啓発を行います。

（イ）広報等による周知（拡充）

事業活動を伴って生じた廃棄物については、事業者自身で適正に処理すべきである旨などを広報等で周知します。

（ウ）一般廃棄物処理業許可業者との連携による周知・啓発

一般廃棄物処理業許可業者を対象に、講習会を開催するなど、収集運搬業者を通じて排出事業者による適正排出の取組を促進します。

（エ）地球にやさしいオフィス・店登録制度

ごみ減量、再資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む市内の事業者又は店舗を、「地球にやさしいオフィス」又は「地球にやさしい店」として登録します。

（オ）優良事業者の表彰

地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系ごみの減量・再資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果を上げている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、優れた取組をPRします。

エ 市主催イベントにおける環境配慮の検討

イベントを開催するときは、広報にインターネットを活用し紙媒体を減らすことや、エコマークなど環境ラベル認定商品等を購入・使用すること、資材・物品をできるだけ再利用することなど、環境に配慮したエコイベントの推進を検討します。

(2) 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進に関する取組

基本方針2 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

基本施策(1) 分別の徹底

取組項目

ア 周知啓発による市民意識の向上【重点】

(ア) 広報紙、ホームページによる周知啓発（拡充）

紙類やプラスチック容器包装など分別方法が分かりにくい資源ごみについて、適正な分別によるごみ出しを推進するため、啓発用チラシや広報紙、市ホームページにより周知啓発を行います。

(イ) ごみ分別ガイドブック

ごみの分別の仕方など家庭ごみの正しい出し方を周知・啓発するため、ごみの分別ガイドブックを作成し、市ホームページへの掲載や窓口配布のほか、転入者への配布を行います。

(ウ) ごみ分別アプリ

スマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」を配信します。また、外国人への利便性を高めるため、英語と中国語で配信をします。

(エ) 外国人への周知啓発

正しいごみの出し方について、外国人向けの啓発パンフレットを市ホームページに掲載し、外国人への周知啓発を行います。

(オ) ごみステーションでの啓発

ごみステーションの収集作業時に、分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、不適物警告シール（イエローカード）に対象理由を表示し、そのごみに貼り付けて取り残すことにより、正しいごみの出し方の啓発を図ります。

イ 事業系紙ごみの再資源化に係る啓発・指導（拡充）

事業系紙ごみについて、段ボールや古紙、雑紙など再資源化が可能なものについては、可燃ごみではなく再資源化を行うように啓発・指導を行います。

ウ ごみ搬入時の展開検査及び分別指導（拡充）

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、一層の分別の徹底によるごみの減量や再資源化の推進、適正かつ安定したごみ処理を目指すため、随時、持込みごみの展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止するとともに、収集運搬業者や市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行います。

基本方針２ 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

基本施策（２） 資源の再生利用の拡大

取組項目

ア 使用済小型家電等リサイクル

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量を図るため、携帯電話機やデジタルカメラなどの使用済小型家電を、総合センター、コミュニティセンター、出張所、大型スーパーマーケットや家電量販店などでの回収ボックスによる回収や、南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターでのピックアップ回収、不法投棄撲滅クリーン作戦などでのイベント回収を行います。

また、リサイクルをより推進するため、回収品目の追加等について検討します。

イ 使用済小型充電式電池等リサイクル

使用済小型充電式電池等を、総合センター、コミュニティセンター、支所などで、回収ボックスで回収し、製鉄原料などの資源の再利用を図ることで、収集車や処理施設での火災の発生を防ぐとともに、埋立ごみの減量を図ります。

ウ 溶融スラグの有効利用（拡充）

南部クリーンセンター焼却施設で発生する溶融スラグについて、公共工事の埋め戻し材に利用するとともに、新たな利用方法を検討するなど有効利用を推進します。

エ 焼却灰の有効利用

排ガス中の飛灰に含まれる非鉄金属を原料に精錬所で銅などを精錬し、資源を再利用する処理委託を継続します。また、焼却灰の有効利用について、利用方法を含め、検討します。

オ 資源ごみ回収品目の拡充の検討

廃棄物の再資源化を推進するため、適正な分別の徹底を推進するだけでなく、回収品目の拡充や回収方法などについて、検討します。

カ 民間の再資源化施設の活用【重点】の検討（拡充）

民間の再資源化施設の状況を把握し、これを活用してごみの再資源化を推進する方策を検討します。

キ 羽毛布団のリサイクル

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、今まで焼却処分していた羽毛布団を資源物として無料回収し、再資源化の促進や啓発に取り組む。

ク 新たなリサイクルの方法の検討（拡充）

食品廃棄物の肥料化や飼料化、木質系廃棄物の固形燃料化のほか、令和４年４月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく取組など、

	リサイクルを更に推進するための方法を検討します。
--	--------------------------

基本方針2 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

基本施策（3） 市民・事業者主体による再資源化の推進

取組項目

ア 脱炭素型行動推進員制度

地域でのごみ減量活動のリーダーとして、また市と地域とのパイプ役として地域のリサイクル推進に御協力いただける方々を、「高松市脱炭素型行動推進員」として地区ごとに委嘱し、地域ぐるみの主体的なリサイクルの推進を図ります。

※脱炭素型行動推進員の活動は、リサイクルに関することだけでなく、地域住民に対するごみの減量や環境美化など脱炭素型ライフスタイル推進行動への啓発の促進を含むものです。

イ 大型小売店等での資源物回収量の把握

市が回収する資源ごみだけでなく、大型小売店等が回収する資源ごみ量の把握に努め、ごみの再資源化量の実態把握に努めます。

ウ 個別リサイクル法に基づくリサイクル

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など個別リサイクル法に基づく一般廃棄物の適正処理が行われるよう、その処理方法を市民に周知するなどして、適正処理へと誘導します。

エ 拡大生産者責任に基づく法整備等の働きかけ（新規）

拡大生産者責任の考え方に基づき、環境にやさしい素材選択や分別しやすい製品設計等を促進するような法整備等の実現に向けて、他の自治体や関係機関と連携し、国等への働きかけを行います。

(3) 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立に関する取組

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策(1) 収集運搬に関する施策

一般廃棄物を生活環境の保全上に支障が生じないうちに処理するため、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬体制を、将来にわたって確保します。

取組項目

ア 社会経済情勢に対応した家庭系ごみ収集運搬の維持

ごみの排出傾向やその要因の分析を行ったうえで、ごみの種類に応じて収集運搬量を推定するとともに、収集形態、収集体制、収集回数等を定め、適切な家庭ごみの収集運搬に努めます。

また、適正かつ安定的な収集運搬を行うため、関係法令を遵守し、少子高齢化の進展等の社会経済情勢に対応した適切な収集運搬体制を維持します。

イ 収集運搬体制の効率化等

直営で行っている家庭ごみ定期収集運搬について、平成30(2018)年度から4期に分けて2025年度までに委託化を進めるなど、収集運搬体制の効率化等に努めます。

ウ 収集運搬業者の適切な許可及び指導

収集運搬業者の許可について、関係法令や許可基準に基づき実施するとともに、ごみ排出量の見込みに対応した適正規模の収集運搬体制を確保するため、許可の制限を行うなど、適切な運用に努めます。

また、ごみの適正処理を確保するため、必要に応じた許可業者への指導を行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（２） 中間処理に関する施策

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターを中心に中間処理を行うとともに、民間施設を活用することで、ごみの再資源化を推進する中間処理体制を構築します。

また、令和４年４月に策定した次期ごみ処理施設整備基本構想に基づき、次期施設の整備を進め、継続的かつ安定的な中間処理体制を確保します。

施設名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
南部クリーンセンター										
西部クリーンセンター										

1 期目管理

現契約による管理運営

次期処理施設の整備

基幹的設備改良工事（破碎施設）

取組項目

ア 中間処理施設の維持管理

適正かつ安定的な中間処理を行うため、関係法令を遵守し、適切な施設の維持管理を行います。また、設備の省エネ化や熱回収、太陽光発電などにより環境負荷の低減を推進します。

イ 適正な搬入基準の設定

適正かつ安定的な中間処理を行うため、施設の搬入基準を適宜見直し、適切な基準を設定します。

ウ 次期ごみ処理施設の整備（新規）

西部クリーンセンターが令和１４年度末に稼働を終了するほか、南部クリーンセンターについても同時期に稼働後約３０年が経過することから、１５年度以降も、市民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に資する安定したごみ処理運営を行うため、環境負荷が小さく、経済性に優れた次期ごみ処理施設の整備を行います。

エ 特別管理一般廃棄物

毒性や感染性等を有する特別管理一般廃棄物について、関係法令に基づく処理を推進するとともに、適正処理に向けた市民・事業者への啓発を行います。

オ 適正処理困難物

市の処理施設で処理できない廃棄物（適正処理困難物）について、製造・販売業者による回収を進めるなど、処理ルートの確保に努めます。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（３） 最終処分に関する施策

本市の最終処分は、南部クリーンセンター埋立処分地及び高松市一般廃棄物陶最終処分場を中心に行い、燃やせるごみを焼却処理したときに発生する焼却灰のうち旧国分寺町分については、市町合併前の取扱いと同じく綾川町一般廃棄物最終処分場にて行います。

また、既存施設の適切な維持管理を行うとともに、将来的なごみ排出量や中間処理の動向、次期ごみ処理施設の整備計画と合わせた焼却残渣の処理方法を検討するなど、継続的かつ安定的な最終処分体制を確保します。

なお、最終処分場の容量をできるだけ圧迫しないように、ごみの減量・再資源化や、南部クリーンセンターで焼却処理後に発生する溶融スラグの有効利用などにより、最終処分量の削減を推進します。

施設名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
南部クリーンセンター 埋立処分地 第3区画	焼却残渣処理方法の検討									
高松市一般廃棄物 陶最終処分場 第3処分地	第3処分地（第2期）の整備の検討等									

取組項目

ア 最終処分場の維持管理

適正かつ安定的な最終処理を行うため、関係法令を遵守し、適切な施設の維持管理を行います。

イ 次期最終処分施設整備の検討等

（ア）南部クリーンセンター埋立処分地第3区画の埋立終了後における焼却残渣の処理方法の検討（新規）

南部クリーンセンター埋立処分地第3区画が 2032 年度で埋立終了となる見込みであるが、ごみの減量等により最終処分量を削減し、延命化を行うとともに、その後においても、引き続き適正かつ安定的な残渣処理が行えるよう、次期ごみ処理施設の整備と合わせて処理方法の検討等を行います。

（イ）陶最終処分場第3処分地の整備

陶最終処分場第3処分地（第2期）の整備に向けた検討等を行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（４） 不法投棄対策

取組項目

ア 不法投棄防止パトロール

職員による不法投棄防止パトロールを定期的を実施します。また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い、不法投棄されているごみの早期撤去に努めます。

また、地域住民に監視パトロールへの参加を呼びかけ、市民との協働・連携による取組を推進します。

イ 不法投棄監視カメラ

不法投棄が特に多く見られる個所に監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行います。

ウ クリーン作戦

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域において、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努めます。

エ 海ごみ対策

瀬戸内海を「豊かな海」・「美しい海」として保全・再生するため、民間関係団体と行政が連携して、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみへの対策を推進します。

また、海ごみの多くがペットボトルやレジ袋などの生活ごみであることを踏まえ、市民に対し海ごみ対策の重要性等の周知・啓発を行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（５） その他、適正なごみ処理に関する施策

取組項目

ア 災害廃棄物処理

南海トラフ地震など大規模災害時に発生する廃棄物を、迅速かつ適正に処理できるよう、高松市災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）により備えます。また、同計画を定期的に見直すほか、災害時に迅速に対応できるよう、より具体的なマニュアル等を作成するとともに、訓練等による職員の育成を行います。

さらに、発災時における通常の一般廃棄物の処理の継続性の確保も含め、関係機関との連携を図りながら、広域的な処理体制の強化に努めます。

イ 資源ごみ持ち去り防止対策

ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールや、広報等により注意喚起の啓発を行います。

ウ 地球温暖化防止、脱炭素社会に向けた取組

3Rの推進による焼却量の抑制を図るとともに、南部クリーンセンターや西部クリーンセンターのごみ焼却余熱を温水プールに利用するなど、廃棄物からのエネルギーの有効活用を実施するほか、収集運搬における低公害車を導入するなど、ごみ処理業務による温室効果ガスの排出量の削減に配慮し、脱炭素社会の実現への貢献に努めます。

エ ごみ処理に係る財源確保

南部クリーンセンターや西部クリーンセンターの焼却熱を利用して発電した余剰電力の売却や、ごみ収集カレンダー等への広告掲載など、ごみ処理に係る財源の確保に努めます。

オ 合併町廃止施設の早期解体

合併町の廃止された焼却施設、埋立処分場について、適正な地域環境を確保するため、早期の解体に努めます。

カ 廃棄物減量等推進審議会

市民や事業者、学識経験者により編成される廃棄物減量等推進審議会に、廃棄物の適正な処理、減量、再生利用に関する議題を審議してもらうことで、審議会からの意見を参考に、ごみの減量・再資源化などの推進を図ります。